

『山家集』所載西行歌一首存疑（上）

—『治承三十六人歌合』所収平經盛詠との関連において—

犬井善壽

〈一〉

西行の家集の一つ、『山家集』の恋部に、

恋（但、六五）
三番詞書

六五九 なにゆへかけふまでものおもはまし命にかへてあふよなりせば（私家集大成所収）
（陽明文庫蔵本）

という歌が載る。この歌は、『別本山家集』には、

恋の歌よみけるに（但、六二）
八番詞書

六三一 なにゆへかけふまでものおもはましいのちにかへてあふ世なりせば（日本古典文学影印叢刊「平安私家集」所
収、志香須
説に從う）
（資文庫蔵本、四四〇頁。歌番号は、「解

と載り、『西行上人集』の石川県立図書館李花亭文庫蔵本の「追而加書西行上人和歌、次第不同」にも、

東国修行のとき、ある山寺にしばらく侍て（但、七二）
八番詞書

七三五 何ゆへに今日まで物をおもはまし命にかへて逢世なりせ（口は虫損。私
家集大成所収）

と載るが、他の西行家集、『西行上人集』⁽¹⁾『山家心中集』⁽²⁾『聞書集』⁽³⁾『残集』や、西行の自歌合、『御裳濯河歌合』
『宮河歌合』には載らない。因みに、管見に入った『山家集』の諸本は、全て、この歌を載せているのである。

また、私撰集では、『万代集』巻十「恋二」に、

だいしらす

西行法師

何故かけふまで物を思はまし命にかへて逢世なりせば(丹鶴渡書、国書刊行会本、三四九頁)

と、また、勅撰集では、『統古今集』に、

恋の歌とて(但、一〇七)

西行法師

一〇七七 何故にけふまで物を思はまし命にかへて逢ふ世なりせば(国歌大観)

と、西行の歌として撰ばれている。『万代集』『統古今集』諸本の中には、「世」を「瀬」とする本もあるが、この歌が欠けることはないのである。

ところで、この歌は、谷山茂氏が指摘されたことなのだが、『治承三十六人歌合』では平経盛の詠とされている。三十六人の十首を十八番に番えたこの歌合の四番左「太皇太后官権大夫経盛」の十首を、(6)三手文庫蔵本で示すと、次のとおりである。

花

一 吉野山嶺にたなびく白雲の絶間やをそき桜成らん

七夕後朝

二 たなはたは天の岩戸のさしもなき明れば帰るならひ也けり

月

三 さもこそは浮世にめぐる月ならめながむるまゝに物ぞかなしき

社頭月

四 住吉の松吹風の音さえてうらさびしくもすめる月哉

紅葉

五 秋霧のたえまにみゆる紅葉ぐやたち残したる錦成らん

恋

六 いかにせん宮城の原に摘芹のねにのみなけど知人ぞなき
 七 うき人の心のみやは恨むべきそれとて物を思ひしるかは
 八 何せんにけふまで物を思はまし命にかへて逢世なりせば

心かけたる女の琴のを、尋て侍りければ

九 はやくより思ひかけてもことの絃のあはぬねにのみぬる、袖哉

法性寺入道前太政大臣、南面に桜を殖て、次の年きさらぎにか

くれ給にける後、其花いみじく開たりけるをみて

一〇 君はよも思はざりけん咲初る花よりさきにちらむものとは
(古典文庫「未刊中世歌合集上」)
 所収。歌番号は 仮りに付した)

八首目が、異文はあるが、問題の歌なのである。

この歌合の諸本を見ると、山口県立山口図書館蔵『三十六人歌合』は、配字配行に三手本と小異があるのみ、神宮文庫蔵『六々集』は、十二番左以下の零本で四番左の経盛歌は欠けている。松平文庫蔵『十首十八番歌合』は、前三伝本よりも後出の本文を伝えている。管見四本の限りでは、この歌合において、経盛歌八首目「何せん」の歌に動きはないと言える。

『山家集』等の「何故か」の歌が『治承三十六人歌合』では経盛詠である、という事実は、前述のとおり、谷山氏が最初に指摘された。氏は、昭和三十三年に、「西行の人と歌」という御論で、「平家の人々と西行との関係は、決してうとくはない」として、忠盛・時忠・清盛等の平家の人々との交友に触れられた上で、

ところで、(「何故か」の歌
 引用あり。省略)という歌は、山家集・異本山家集追加にも見え、続古今集や万代集でも西行の歌

としてゐる。けれども、治承三十六人歌合によれば、平経盛の歌である。(もっともそこでは初句が「なにせんに」となっている)。山家集には「人に代りて」とはっきりことわっている代作の歌がすくなくない。こ

れには「人に代りて」ともことわっていないが、あるいは経盛のために代作したのではなからうか。それとも、偶然の類似か。今しばらく存疑の歌とすべきである。

と言われた。翌三十四年、古典文庫『刊未中世歌合集上』に『治承三十六人歌合』を翻刻された際にも、経盛歌八首目「何せんに」の歌に、

たゞし続古今集では西行の歌とする

という注を付された。同じ年の『平経盛とその家集』⁽¹¹⁾という御論では、経盛の勅撰集入集歌を、『千載集』で「読人不知」とされた歌から都合十二首を数えられたうえで、言葉が続けて、

ところで、また続古今集に西行の歌として、(「何故に」の歌)という歌が見える。(これは山家集にも見え、万代・原集にも西行の歌としている。注)

しかし、治承三十六人歌合では、これを経盛の歌としている。もしも、これが経盛の歌であるならば、彼の作は勅撰集に合計十三首採られていることになる。

と言われた。谷山氏は、初めは、問題の歌を西行が「経盛のために代作した」か「偶然の類似か」とされたわけだが、後には、「経盛の歌」とする方向に傾いておられるようなのである。

ところで、『山家集』等に載る「何故か」の歌と『治承三十六人歌合』の経盛の「何せんに」の歌の間では、初句に大異がある。従って、両者を別の歌と見ることもできる。が、稿者は、これを同一歌と見る立場を採る。初句の異文も意味は似ており、他は殆んど同文であり、また、素材・題材・技巧・作調・主題の点でも合致するからである。本稿は、両者を同一歌とする前提のもとで種々の問題を検討するわけだが、これを全く別の歌と見る立場のむきには、以下は、無意味な検討ということになるかも知れない。

問題の「何故か」の歌は、西行詠であるのか、経盛詠であるのか、これは、大きな問題に関わって来る。西行詠であるなら、何故に『治承三十六人歌合』が経盛歌としたのかという点を含めて、西行歌の広がりという問題につながる。逆に、経盛詠であるなら、『山家集』等に西行詠ではない歌が西行歌として混入していることになり、何故に西行歌とされたか、諸集のどの段階で西行歌とされたか、等の点を含めて、他人詠さえ西行歌とす

るといふ、西行歌の広がりの問題につながって来る。

かような問題をほらむ「何故か」の歌なのであるが、早く昭和三十三年に谷山氏が存疑歌とされたにもかかわらず、以後の『山家集』研究や西行研究において、この件に関する吟味や検討は、殆んど無かつたと言つてよいのである。

現在の西行和歌の研究は、全歌の総索引が刊行され、用語やその頻度からの検討さえ容易な段階に至っている。

「何故か」の歌を西行詠と見るか否かは、その辺りでも、実は、微妙な問題と関わりと言えそうなのである。

例えば、西行は、「何せんに」といふ語は用いるが、「何故か」といふ語句は歌では用いない。尤も、「か」を伴わない「何故」の例はある。その「何故」の唯一の例は、『聞書集』の、

二二七 問ふとかや何故燃ゆる炎ぞと君をたぎぎの罪の火ぞかし(私家集大成所収本文を稿者なりに校訂して示す)

だが、これは、「君」が「何故燃ゆる炎ぞ」と「問ふとかや」と西行が疑つたもの、更に言うと、

闍魔の序を出でて、罪人を具して獄卒罷る戌亥の方に、炎見ゆ、罪人、「如何なる炎ぞ」と獄卒に問ふ、「汝が墮つべき地獄の炎なり」と獄卒の申すを聞きて、罪人、をのき悲しむと、仲胤僧都と申しし人、説法にし侍りけるを思ひ出でて

という詞書に見える、罪人の「如何なる炎ぞ」といふ言葉を言い換えたものである。西行自身が「何故」と疑つた訳ではない。西行としては、いささか消極的な用い方と言える。問題の歌の「何故か」は、かなり積極的な用い方であり、これとは大差がある。他にはこの用語の例が西行には無いという事実を知る時、ことを「何故」といふ一語に限定しても、問題の歌が西行詠であるか否かは、決着の欲しいところなのである。

かような点をはじめ、「何故か」の歌の詠者を吟味することは、種々の問題の為に、無意味ではない。本稿においては、問題の歌の詠者を経盛と考証することを前半「上」の課題とし、「下」においては、この歌をめぐる

西行家集の流れと、それらと私撰集・勅撰集との交渉について私見を述べ、大方の御叱正を得たい。

〱〱〱

まず、「何故か」の歌を西行詠とすることに疑問符を打つ契機になった、『治承三十六人歌合』の資料価値を吟味する必要がある。本節では、特にその成立の問題を、谷山茂・松野陽一¹³⁾阿氏の御研究に導かれつつ、整理することにする。

『治承三十六人歌合』の称は、谷山氏が「かりに」¹⁰⁾名付けられたもので、本稿はこれに従う。但し、三手文庫蔵本と山口図書館蔵本は『三十六人歌合』¹⁵⁾、神宮文庫蔵本は『六々集』、松平文庫蔵本は『十首十八番歌合』と、外題している。

その序文に、長楽寺に詣でた編者が「あやしうからさびたる翁」から「ちか比やまと歌にたくみにおはする僧俗三十六人をかたらひ出て、その人々にとりてすぐれたる言の葉を十づゝ書つらね」た「ふみひとまき」を托されたとある。「鳩の杖にすがれる」その翁は、文一卷を托すと「かきけつやうにうせ」たとあるのは、説話等で見うける型であり、序文に言うこの翁の撰というのは、この書の編者の仮構と見て誤りはあるまい。

「ちか比やまと歌に」以下は、この書の組成と性格を示したもので、注目されてよい。

この書は、谷山氏が言われるように、「僧俗三十六人の歌各十首を十八番の歌合に仕立てた歌仙歌合」である。即ち、清輔以下十八人の在俗を左に、俊成以下十八人の出家を右に、先きに経盛歌を引いたように、一挙に十首ずつ番え、歌合の型式を採る。尤も、方人の難陳も判者の判詞も無い。序文に「三十六人に限れる事は、公任卿の跡をまなびて、三十六句にかたどる。三百六十首をえらべる心ざしは、貫之の主の新撰を思ひて、三百六十日をあらはず也」ともあり、松野氏が「僧俗の組み合わせ形式をとり、公任の三十六人撰、貫之の三百六十首（新撰

和歌)の系譜をひいた秀歌撰の歌合」と言われたとおりである。

稿者も、この書は、確かに歌合の形式は採るが、僧俗十八人都合三十六人の歌を十首ずつ撰んだ、歌合形式の私撰集であると見ている。

この書の成立年代に関しては、谷山氏が、

所収歌の最も新しいものは、治承二年三月の賀茂別雷社歌合の歌(経盛・静賢・忠度)、治承二年九月披講の右大臣家百首の歌(季経・経家)等であり、(略中)また作者の位署のうち「源三位頼政朝臣」とあり、(略中)頼政が従三位に叙せられた治承二年(一一七八)十二月廿四日以降の撰ということになる。しかもその頼政を、(略中)入道の側に入れていないところをみれば、或は頼政が出家する治承三年十二月廿八日以前に成立していたかとも考えられる。(略中)少くとも平家の都落あたりを下限として、それ以前に成立したものはあろう。

と言われ、松野氏も、種々の検討を通して、

安元二年九月二十八日から治承元年六月二十日の間に作者選定がなされ、翌二年秋頃までに作品が収集され、次の三年以内には成立したということになる。

とされた。両氏とも、本書の成立を治承三年(七九)以前とされる訳だが、これは、西行の入滅の建久元年(九〇)二月十六日の十余年前、経盛が教盛と共に入水したと『平家物語』が語る元暦二年(八五)三月二十四日の壇浦合戦の五年前である。つまり、谷山・松野両氏の御研究に従えば、この書は本稿で問題の西行・経盛兩人の在世中に成った、ということになる。

この歌合の撰者が、序文にある文一卷を托した老翁であるというのは、前述のとおり、編者あるいは撰者の虚構である。現今では、本書の十三番右の覚盛を撰者と見るむぎが多い。谷山氏は、

とりわけ覚盛の「三十六人十八番」がその書名などからしてこれ(「治承三十六人歌合」のこと。稿者注)によく似ているように

思われる。

とされたが、『三十六人十八番』を「三百六十首歌合」と呼んで引く『夫木抄』にその書の覚盛歌ではない歌が「三百六十首歌合」の歌として採られている事実から、「別書と考えねばならない」と、御説の限界を示された。

その、『夫木抄』所収覚盛歌をめぐる谷山氏の御懸念は、楠橋開氏が、その歌が正治二年『三百六十番歌合』の差替歌であると指摘されたこと⁽¹⁷⁾で、氷解した。楠橋氏は、「名称と形態の類似から言えば、治承三十六人歌合が覚盛の『三十六人十八番』そのものである可能性はかなり大きいと言えるであろう」と、この歌合の覚盛撰説を補強されたのである。

松野氏も、「撰者を抽出する条件として考えられる本書の特色」として「①六条家歌人の重視、②歌林苑への親近性、文芸形態に関して、③歌仙形式への好尚、人選ともからむが④僧侶歌人尊重の特殊歌合形式の採択の四点」を挙げられ、多くの有力な証拠を示して、

以上の四条件についての諸徴証は、覚盛説を補強こそすれ、否定に繋るものはなかった。

とされ、加えて、加茂重保あたりの「経済的支援者があつた上で、撰者としての仕事を覚盛が勤めたのであらう」との推測をもされたのである。

要するに、『治承三十六人歌合』は、本稿で問題の西行と経盛の在世中の治承三年に、この書の歌人の一人覚盛が撰んだ、歌仙歌合・秀歌撰的歌合・歌合形式の私撰集なのである。

この書の資料価値として、いま一つ、その文学史上の意義の面でも、問題の歌の詠者とされる西行・経盛二人の歌人と関わるのである。

谷山氏は、本書の成立年と撰者を検討され、

本書は、以上に述べたように、源平両家が興亡を賭して相戦うその動乱の世相を背景にして成立したものと
して注目に値するが、その人選、選歌などにおいても確かに一つの立場を提示しており、詞花集から千載集

への移行期、もっと局限していえば千載集成立直前の歌界の消息をいろいろの角度から窺わせてくれる文献として意義が深い。

と言われ、松野氏も、歌壇史の観点を加えて、

この書の成立の時期が、歌林苑会衆の活動の最盛期に当ることや、歌壇の指導的な立場が清輔から俊成に移ってゆく時にも当たっていて、当時の歌界の動向を採る重要な資料である。

と言われた。このように、この歌合は、院政期の歌界を考える上での重要文献であるわけだが、ことを「何故か」の歌をめぐる西行・経盛二人の歌に限定しても、重大な意義が指摘されている。それは、承安二年(七二)に成ったとされる『歌仙落書』⁽¹⁸⁾が、この歌合に、その組成や所収歌を含めて、大きく影響しているという事実から鮮明なる事柄である。谷山氏が、両書を比較して、

歌仙落書には平家の歌人はまだ一人も加えられていないが、本書には平家の歌人が三人もくつわを並べている。

歌仙落書にはまだ見えぬ西行が本書には選入されている。しかしその待遇は漸く源仲綱あたりと組合される程度であった。

と指摘された点がそれで、本稿にとって重要問題である。問題の西行が本書に至って採られ、問題の経盛等の平家歌人が本書に至って採られた、というのであるから。また、その『治承三十六人歌合』において、問題の歌が、その西行の詠か、はたまた経盛の詠か、という問題をはらむのは、興味深い符合なのだから。

要するに、『治承三十六人歌合』は、和歌史上、また、西行・経盛個人の歌を考える上で、重要な文献なのである。その文献で、『山家集』等が西行詠とする歌が経盛詠となつているというのは、看過できない問題である。

〱三〱

前引のごとく、『治承三十六人歌合』に経盛歌として載る「何せんじ」の歌を、谷山氏は、最初、「あるいは経盛のために(西行が稿者注)代作したのではなからうか。それとも、偶然の類似か」と言われた。「偶然の類似」はともかくとして、「代作」という点は、吟味の必要がある。そこで、本節においては、問題の歌の西行代作の可能性があるか否かを検討してみる。

『治承三十六人歌合』には、他人に「かはりて」と詞書でことわっている歌が、二首載る。

八番 右 道因

女にかはりて

八 頼めしを人にかたりてあぢきなく我偽に成にけるかな

十二番 右 祐盛

かたらふ所あまたありと聞男のもとへ、人にかはりてつかはしける

七 なびきけん事そくやしき女郎花なべて吹ける秋の野風に

これらが、「女」「人」に頼まれて文字通り「かはりて」詠んだ代作か、それとも、詠者が仮構として「女」「人」の立場で詠んだ歌か、つまり「女」「人」という話者を設定して詠んだ歌か、吟味の要もあるうが、それはともかく、この歌合では、歌は、実際にその歌を詠んだ人の詠として収める訳である。代作してもらった人の詠とはしない。さきはこの歌合を私撰集と見た訳で、これは歌集としては当然のことなのだ。

この事は、この歌合では代作とはしていない歌で、他文献では代作歌であることが明らかな歌があることから、判然とする。

二番 左 左大将実定卿

女のもとにつかはしける

八 はかなくも来ん世をかねて契哉二度おなじ身ともならじを

は、『千載集』恋五(九番)では「題しらず 右大臣」として収めるが、実定の『林下集』⁽¹⁹⁾には、

白川のうたよみども、うたあはせしはべりしに、ひとにかはりて(二番)

という詞書が付されている。実定がもともとは代作として詠んだ歌なのである。似た例に、

六番 左 季経朝臣

遥見山花

一 白雲にひとつにみゆる山桜いづくか花のきはめ成らん

がある。この歌は、季経の『季経入道集』⁽²⁰⁾に、

三井寺歌合に、遥見山花といふ題を、人にかはりて(六番)

の詞書で、初句「しらくもと」の形で載る。そうして、その詞書どおり、『三井寺新羅社歌合』⁽²¹⁾の「遥見山花」

の二番左に、阿闍梨泰覚の詠として、初句「白雲に」の形で、この歌が載るのである。因みに、『三井寺新羅社歌

合』は、五題の歌合だが、「故郷郭公」「談合友恋」の泰覚歌も季経の代作であることが、『季経入道集』で確認で

きる。こうなると、残る「湖上月」「野宿雪」二題もその可能性が強い。それはともかく、「白雲に」の歌は、季

経が泰覚の為に文字通り代作した歌である。それを、『治承三十六人歌合』では、実際にこの歌を詠んだ季経の歌

として収めているのである。

要するに、『治承三十六人歌合』は、「人にかはりて」等の詞書を付して、他人の為に代作した歌や仮構としての代作の歌を、実際に詠んだ当人の歌として収めるのであり、撰歌の資料で代作が明らかかな歌であっても、詠んだ人の歌として載せる、と言えるのである。

確かに、六家集本系『山家集』に限っても、「人に代りて」という歌が三十六首あり、西行が人の為に代作することがあったのは間違いない。が、その事実は、『治承三十六人歌合』の経盛歌八首目が西行の代作かも知れないということには、直ちには繋がらない。この歌合は、実際の代作・仮構としての代作を問わず、歌は詠者当人の歌として載せる、という方針を貫いているのだから。この方針が貫かれたこの歌合であるから、「何せん」の歌を撰ぶに当り、これが西行の代作であるのなら、四番左の経盛歌の中にはなく、九番右の西行歌の中に収めたはずである、と言えよう。

谷山氏が、問題の歌を、「あるいは経盛のために代作したのではなかるうか」と言われた西行代作の可能性は、『治承三十六人歌合』の内部徴証から、考えなくともよいと言える。「偶然の類似」の方はひとまず別として、氏が、問題の歌を「今しばらく存疑の歌とすべきである」と言われたのは、極めて貴重な御発言なのである。本稿の題に「存疑」の語を借用した所以である。

〈四〉

「何故か」の歌は、西行詠か、経盛詠か、その検討が、本稿の課題である。その検討には、『山家集』以来——とは言え『山家集』の成立そのものが確実なところは不明なのだが——西行詠とされてきたこの歌を、存疑歌とする契機になった、『治承三十六人歌合』の証拠価値の吟味が必須の手続きである。証拠価値といっても、先に整理した成立年代や撰者といった資料価値の問題ではなく、ここでは、詠者認定という考証の為の証拠としての価値の謂で、具体的には、この書の詠者の正確度という面である。

まず、問題の「何故か」の歌が載る四番左経盛歌前掲十首について、他文献に依り、経盛詠であるか否かを、吟味検討してみたい。

いま「他文獻に依り」と述べたのは、外部徴証に依り、という意味である。ところで、一首の歌の詠者認定には、外部徴証各々に、つまり各文獻に、証拠価値の高低がある。当面の問題の『治承三十六人歌合』所載歌の詠者認定には、歌会・歌合等が証拠価値は高い。次は、自撰家集。同時代他歌人の自撰家集の記述も、価値は高い。他撰家集・私撰集・勅撰集は、証拠能力があることは間違いないが、各々の集の目的に依り、また撰集の時間的離れに依り、証拠価値の高低を識別する必要がある。たとえ勅撰集であっても、時代の隔つたもの、杜撰な写本には、証拠価値の低い場合があり、私撰集であっても、同時代の撰で權威ある撰者に依る寺社への奉納の集といった場合、証拠価値は極めて高い、という具合である。

以下、外部徴証に依って、『治承三十六人歌合』の経盛十首の詠者確認を試みる訳だが、外部徴証とする文獻それぞれに、以上のごとき価値の高低があることを、認識しておく。

調査は、歌合・歌会は『平安朝歌合大成』『群書類従』等に依り完本の在るもの、私家集は『私家集大成』、私撰集は『群書類従』等公刊のあるもの、勅撰集はとりあえず『国歌大観』所収の本文に、それぞれ依ることとする。

次に掲げる表が、如上の手続きで、『治承三十六人歌合』の経盛十首について詠者確認を試みた結果である。完本の在る歌合に依り一・四・五の三首が経盛詠と確認でき、次に、いわゆる寿永百首の一つと見てよい、『経盛卿家集』に依り二と七も経盛詠と確認できる。私撰集・勅撰集に載る歌は、歌合と私家集で確認できた以上五首とは重要な。尤も、六は、『千載集』入集歌だが、「読人不知」とされており、この歌に関しては『千載集』は証拠能力が全く無い。三は、勅撰集になりそこねた『統詞花集』で確認できる。

残る九・一〇の二首は、管見に入った文獻では、経盛詠という証拠が無い。尤も、別人詠という証拠も無い。詠者認定に関わる証拠が皆無なのである。今後も調査を続ける所存ではあるが。

問題の八「何せんに」の歌は、外部徴証では、経盛詠という確認が取れない。むしろ、本稿の冒頭に示したよ

「治承三十六人歌合」四番左 経盛歌十首 他文献所収一覽

治承	歌合	私家集	私撰集	勅撰集	注
一	別雷社歌合 「花」 十左	経盛卿家集 一五	月詠集 卷二月		
二		経盛卿家集 四六	統詞花集 卷四		
三	住吉社歌合 「社頭月」八左	経盛卿家集 五七		統後撰集 四二四	仁安二年の経盛卿家歌合
四	経盛歌合 「紅葉」 二左			千載集 六六七	千載集は「説人しらず」
五		経盛卿家集 八〇	万代集 卷一〇	玉葉集 一五五五	
六		山家集 など		統古今集 一〇七七	
七					全て、西行歌とする
*八					確認できず
九					確認できず
一〇					確認できず

注 *印を施した「八」が、本稿で問題の「何せん」の歌である。

うに、西行詠とする外部徴証の方が多く、ということができよう。

いまだ少し詳しく見ると、この歌は、証拠価値の最も高い歌合等では確認できないが、『山家集』等の西行家集、『宝治二年夏頃撰定了、暮秋被添削也』という奥書に依れば一二四八年の、『治承三十六人歌合』から七十年程後に成った『万代集』、後醍醐院の命で為家等が撰集にあたり文永二年(六一二)に成った『統古今集』といった具合に、かなり素性の良い文献が西行詠とする。こうなると、『治承三十六人歌合』が経盛歌とするのを誤りとするか、初句「何故か」「何せん」の異文を以て別歌と扱うか、偶然の類似と見るか、ということになりかねない。とにかく、問題の歌を経盛詠とする直接証拠は、現在のところ、『治承三十六人歌合』のみなのである。しかも、その歌合の経盛十首でさえ、現在の資料条件では、経盛詠と確認できない歌が三首もある訳で、問題の歌を経盛詠とする為の状況証拠とするにしても、先の調査結果はこのままでは有効性が高くはない。尤も、西行詠と証明

する為の価値の高い証拠も、無い訳だが。

ところで、『治承三十六人歌合』の西行歌の方は、確かに西行詠なのか、西行家集との関係はどうなのか、この方面での検討が、経盛十首の中の西行詠かも知れないという、この問題の歌の検討の為に、またこの歌合の西行歌に關する詠者認定の為の証拠価値の認識の面でも、大きな役割を果たすはずである。そういう意味で試みた、経盛の場合と同様の調査の結果が、次に掲げる表である。

この表で判るように、『治承三十六人歌合』の西行十首の内、五首は、証拠価値の高い西行歌合に載る。『聞書

『治承三十六人歌合』九番石 西行歌十首 他文献所収一覧

治承	両河歌合	山家集	別本	心中集	西行上人集		聞書集 残書集	私撰集	勅撰集
					集	追而加			
一	御三左	六四	遊紙九五六七	七				千載集	六九
二	御十左	一〇三六	八八	一一二			玄玉集 卷六	新古今集	一六一七
三	御八左	七六	一〇九	一〇			月詣集 卷二	千載集	一〇六三
四	宮八右	一一七	一四四	二九			月詣七・夫木抄四・玄玉六	玉葉集	二三二
五		一一六〇	四二八				統詞花集 卷四		
六		三〇一							
七	宮二五左	五六五	五四六	二七五				統千載集	六七三
八		七五二	追加九二七					新古今集	九七八
九		一〇九六	八一九	三〇五			夫木抄 卷二六	統後撰集	一三一四
一〇		八〇三	六八四	三五二				新古今集	八三八

注 「両河歌合」の内、「御」は「御装覆河歌合」、「宮」は「宮河歌合」、「別本」は、九五〇〜九五八の巻頭遊紙の追加歌を「遊紙」、九二五〜九四九の巻末追加歌を「追加」とする。

集』『残集』の歌は一首も無いという事実は、両書の証拠価値が高いという点もあって、興味あることだが、当面の問題を外れる為、言及せずにおく。残る五首を含め、この歌合に載る西行歌十首は、全て、『山家集』と『西行上人集』に載る。この事実は注目してよい。『山家心中集』『別本山家集』には載らない歌がある。が、とにかく、この西行歌十首は、両河歌合で確認できる五首を始め、諸家集で確認できる歌ばかりである。私撰集・勅撰集が傍証となる歌も多い。

難点は、経盛十首中の八首目の問題の歌についても言えることなのだが、『山家集』等の西行家集は自撰であるという保証が無いという点である。実は、その『山家集』等には自撰の保証が無いという点だが、本稿の着眼点の一つなのだが、それは後に言及するとして、『治承三十六人歌合』所載西行歌十首は、少々難点は残るが、おおむね西行詠と見てよいのである。

問題の「何故か」の歌の場合に比べて、一つ注目されるのは、西行歌十首は全て『山家集』と『西行上人集』双方に載るといふ事実である。問題の歌の場合、『山家集』には載るが、『西行上人集』には載らず、李花亭文庫蔵本の「追加」に付載されるのみであった。この事実は、問題の歌の詠者を考える一つの鍵になりそうである。『山家集』と『西行上人集』の形成の差異を考える鍵にもなる。

とにかく、『治承三十六人歌合』の西行十首は、両河歌合で確認できる歌以下、西行家集に載る歌ばかりである。歌合等の証拠価値の高い外部徴証では確認できない歌もあるが、全て、西行詠と見てよい。そうして、この歌合が撰歌の際に唯一つの資料から十首を撰んだのなら、それは、『山家集』か『西行上人集』に連なる資料らしい、ということも見えてきた。尤も、経盛歌十首などは、現在の資料条件では、唯一つの資料で全ての歌が確認できる訳ではないので、複数の資料に依る撰歌とも考えられる。従って、西行歌十首についても、同様に考える方がよいのかも知れない。

「何故か」の歌の詠者認定の為に、その歌に関わる経盛・西行の『治承三十六人歌合』所収歌について、外部

徴証に依り、吟味した。その結果、経盛歌は六首のみが経盛詠という確認が取れ、残りは現在の資料条件では確認が取れず、一方、西行歌はその全てが西行詠と見てよいところまで吟味できた。しかし、問題の歌は、依然として存疑のままである。外部徴証に依れば西行詠となりかねないが、必ずしも証拠価値の高い外部徴証とは言えず、西行詠ということが十分証明できる訳ではない。もしこれが西行詠であるのなら、西行歌十首を正しく撰んでいるこの歌合が、何故にこの一首のみを経盛歌としたのか、そのあたりの説明がつかないのであるから。

〈五〉

前節において、「何故か」の歌の詠者認定の為に、『治承三十六人歌合』の証拠価値の吟味として、この歌合の経盛・西行二人の歌を他文献に依って吟味した。が、問題の歌を経盛詠とする外部徴証は見出せず、また、西行詠とする証明も尽せなかった。そこで、この歌合の詠者の証拠価値の吟味の為に、所載の全歌（二番右の宰相入道観蓮の歌は、現存諸本では八首のみ）都合三五八首の内、検討ずみの経盛・西行歌各十首を除く残り三三八首の詠者の正確度について、諸文献に依り吟味する。

その調査の結果得られる『治承三十六人歌合』所載歌の他文献所収状況と詠者調べが、次に掲げる表である。本来ならば、歌番号もしくは巻・部立名を示すべきところだが、紙幅の都合もあり、本稿におけるこの表は詠者確認が目的でもあり、省略する。他文献でこの歌合とは詠者を異にする歌は、後に検討する本節の重大な材料であり、ゴチックで示す。

現時点では、調査が未完了で、まだ中間報告なのだが、それでも、経盛・西行を含めて『治承三十六人歌合』三五八首中の二八三首、七割九分の歌について、証拠価値に高低はあるが、何らかの外部徴証に依って、詠者が

盛方朝臣 十三左													經家朝臣 十二左												
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一						
													三百六十番 歌合												
													經家卿集 經家卿集 經家卿集 經家卿集 經家卿集 經家卿集 經家卿集 經家卿集 月詣集 玄玉												
新古今													万代 続古今 千載												
覚 盛 十三右													祐 盛 十二右												
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一						
													永曆元清輔歌合 三百六十番歌合 三百六十番歌合												
													雲葉 続古今 続古今												

十八左										十八右									
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
嘉応二実国 歌合										安元元兼実歌合 重家集									
重家集詞書										重家集									
頼政集										歌仙落書 玄玉									
頼政集										重家集									
歌仙落書										歌仙落書									
今撰										重家集									
統詞花										重家集									
平家物語										歌仙落書									
千載										重家集									
千載										歌仙落書									
統詞花										玄玉									
千載										重家集									
統古今										歌仙落書									
大										重家集									
式										歌仙落書									
入										玄玉									
道										重家集									
蓮										歌仙落書									
寂										重家集									
重家集										統詞花									
重家集										風雅									
重家集										千載									
歌仙落書										風雅									
歌仙落書										風雅									
玄玉										風雅									
重家集										統詞花									
歌仙落書										新拾遺									
清輔集										風雅									
統詞花										新拾遺									

確認できる。外部徴証の無い残りの二割一分の方が問題だ、とも言える。ただ、現今では私家集の伝わらない歌人が、成範・静賢・寂念・寂超・仲綱・道因・空仁・行念・祐盛・盛方・覚盛・顯昭と、三十六人中十二人にも上る訳で、しかも、これらの歌人に未確認歌が多い。因みに、その数は五六首、全歌の一割六分、未確認歌の七割五分近くを占めている。とにかく、私家集の現存しない歌人が三分の一に上るといふ現在の資料条件を考慮すると、『治承三十六人歌合』所載歌の九割以上の歌の詠者が確認できた、と言ってよからう。

詠者認定の為の証拠価値の高い順に確認の状況を整理すると、歌合・歌会で確認できる歌六九首（一割九分）私家集・別人私家集で前条の確認を補うもの一四八首（四割一分）、勅撰集で前二者を補うもの三七首（一割一分）、私撰集で以上を補うもの二九首（八分）という具合である。このように、証拠価値の高い外部徴証で確認できる歌ばかりではない。が、この表でも判るように、複数の証拠が存在する歌も多い。詠者認定の為の直接証拠が多いという訳で、傍証という扱いにはなるが、証拠が単独であるよりは、確実度が高まるとは言えよう。

文獻の種類のもでの証拠価値とは別に、成立年代の離れの面での価値にも、注意を向ける必要がある。詠者の生存中の歌会・歌合や同時代の別人の自撰私家集は、問題あるまい。表に掲げた私家集の中には、後代の他撰かと考えられている集や伝本もあるが、それは、証拠価値が少々低い証拠能力はある、と見る。勅撰集は、時代が降つても、証拠能力ありとする。私撰集は、あまり時代の降るものは揭示を控え、最後の勅撰集『新統古今集』成立の永享十年(三三八)あたりで止めることにする。猶多くが江戸時代の写本・版本もしくはその翻刻に依る調査であり、『新統古今集』までという点と齟齬するが、書写・版行年代が下るのはやむを得ないこととする。いづれにせよ、表に掲げた調査文獻は、証拠能力は有り、成立年代の点でも証拠価値は低くはないものなのである。

以上のごとく、おおむね証拠価値の高い外部徴証に依り、『治承三十六人歌合』所載歌の約七割九分の歌の詠者が確認できた訳だが、中で、七首、この歌合とは詠者を異にする外部徴証がある。前表にゴチックで示したものが、これらは、この歌合の詠者の正確度・証拠価値を大きく減点しかねない。そこで、この七首について吟味し、この書の正確度を検討することにする。

三番 右 別当入道寂信

法師に成て後、心ざし有ける女のさまかへてけるがもとへつかはしける

五 見し人も我身ももとの身ならぬに其儘なるは心也けり

これは、寂信(藤原惟方)の家集『粟田口別当入道集』⁽²⁶⁾の恋部に載り、問題は無いかに見える。が、実は、少々問題がある。この集の恋部は、最初に題詠歌が六首並び、続いて、「封」という「未精撰本たることを明らかに示してゐる」⁽²⁶⁾文字を置き、その後の一八五番以後の歌は、寂信自身の歌ではなくして、人のうへにてきしことどもを、かきあつめたる

と前置きして、或る「男」と「女」の歌の贈答の話とするのである。この男と女の贈答は、

この歌どもは、みな、かるのさうしきよしもりといひしものゝ、をこのけ上如本にありしありき、それが我身の事どもとてかたりしを、さすがおかしくて、かきあつめたる、猶もおほかりしかども、みなわすれにきという二〇九番の左注で終る。つまり、一八五番から二〇九番までは、「かるのさうしきよしもり」が自分の体験として寂信に語ったものを寂信が書き留めたもの、という訳である。「見し人も」の歌は、この間の一八九番として、

かくて、おほくのとし月をへてのち、おとこも女も、あらぬすがたになりぬときゝて、おとこの申つかはさばやと申ける、

と前置きする、「男」の「女」への歌なのである。こうなると、『治承三十六人歌合』の寂信歌五首目は、寂信詠ではないことになる。この歌合の詠者の正確度を減点する例となる。

が、稿者は、『粟田口別当入道集』の恋部一八五番から二〇九番までは、寂信が創った、男女の贈答歌を骨格とする恋物語だと考える。「男」の歌も「女」の歌も、寂信作と見るのである。これは、この集そのものの検討となり、本稿の課題からは外れる為、詳論はしない。ただ、一つ証拠を示しておく、「かるのさうしきよしもり」が「我身の事どもとて」語っているにしては、登場人物を「男」「女」と第三人称で示している点が問題なのである。どうも、一つの虚構と考へざるを得ない。因みに、桂宮本叢書の「26解題」に、この集の歌数を示して、「恋三一首、内他人歌七首、他に題のみ二」とあり、「内他人歌七首」というのが「女」の歌の数であるから、「男」の歌の方は全て寂信作と認定しておられることになる。どうやら、『治承三十六人歌合』が「見し人を」の歌を寂信歌とするのは、誤りとする必要は無さそうである。

六番 右

寂超為経

大原に住ける時、はらからのまうでこむとたのめて、よゝ過けるに、たまゝきても外に泊ければ、つかはしける

八 待えたる雲井の月もやどらねばおぼろの清水すむかひもなし

は、『続詞花集』卷十六雑上でも〔陽明叢書「中古私」

「家集」所収に依る

大原にすみ侍けるころ、為業、まうでこむとのみ申て、みえざりける、たま／＼まうできたりけるに、月おかしき所とて、ほかにやどれりければ、いひつかはしける。

寂超法師

の詞書のもと、初句「まちでたる」、結句「すむかひぞなき」の形で、寂超歌とするが、『新千載集』卷十七雑歌中の一八八四番には、

同じ所〔大〕に住み侍りける頃、藤原為業、まうでこむとのみ申して、みえざりけるが、たま／＼まうで来りけるに、月をかしき所とて、外に宿れりければ、云ひ遣しける

寂然法師〔国家大観〕

と、寂超の弟寂然の歌として、結句「すむかひぞなき」の形で載る。『治承三十六人歌合』の「はらから」は為業（寂念）という訳で、大原三寂の寂超・寂然いずれの詠であつても不思議はない。が、この歌合は、七番右に別に寂然を取り上げているのであるから、この歌を採るにしても、眞実寂然の詠であるなら、そちらに収めたはずである。

この歌合が、寂然詠とせず寂超歌とするのは、その点でも注目されてよい。

実は、この歌は、別の外部徴証に依つても、寂然詠ではないと言えるのである。それは、谷山氏が古典文庫にこの歌合を翻刻された際に、この歌の左に、

流布本新千載集に寂然法師の歌としているのは誤か

と注された事と関わるのだが、『新千載集』の本文変化という方面での証拠である。稿者は、この集の詳しい本文調査を試みた訳でなく、また、その詠者名の正確度を全歌について吟味した訳でもないもので、確実なところは判らないのだが、管見では、彰考館蔵「巳三」本のごとく、十三代集版本等の流布本系の諸本は「寂然法師」とするが、素性のよい伝本〔28〕は「寂超法師」の詠とするのである。

この歌は、前引の例でも判るように、詞書・歌とも、『続詞花集』から『新千載集』へという本文の流れが認められ、『治承三十六人歌合』所載歌もこの流れの中にある。この事実を含めて、この歌は、やはり寂超詠と見

てよい。従って、『治承三十六人歌合』が寂超詠とするのは誤りではないと言えるのである。

全く同じことが言えるのが、同じ寂超の、

冬の歌よみける中に

一〇 あすしらぬ世にすみがまのいつまでか嶺の煙をよそに見るらん

である。この歌も、『新千載集』巻十六雜歌上一八四一番として、直前の「述懐の百首の中に、炭竈」という藤原俊成の歌に続いて、

おなじ心を

寂蓮法師 (国歌大観)

の詞書で、結句「よそに見るべき」の形で載る。が、谷山氏が、古典文庫の翻刻の際に、「流布本新千載集に寂蓮法師の歌としてるのは誤か」と言われたとおり、高松宮家蔵本や鍋島文庫蔵本等、多くは「寂超法師」の歌とする。十三代集版本等の流布本系の諸本が「寂蓮法師」の詠とするが、これは、この集における本文変化と見てよい。それに、これが寂蓮の詠なら、『治承三十六人歌合』では十四番右の寂蓮十首の中に収められたはずである。この歌の場合も、『治承三十六人歌合』が寂超歌とするのは誤りではないと言えよう。

十二番左

経家朝臣

神祇 (但、神宮文庫蔵本、本の詞書に依る)

一〇 宮居せしそのはじめにも石上ふるの社と人やいひけん

も、似た例である。この歌は、正治二年『三百六十番歌合』雜四番左に「正三位経」とあり(類従)、経家の詠である。『経家卿集』九一番にも、「同百首(右大臣家百首)」に、神祇として載り、『万代集』には「後法性寺入道前関白右大臣の時の百首に」の詞書で「正三位経家」の歌とある。ところが、『続古今集』の七二八番には、

題しらず

正三位知家 (国歌大観)

とあり、『治承三十六人歌合』とは詠者が異なるのである。が、これも、『続古今集』で知家詠とするのは、十三代集版本等の流布本系諸本であり、素性の良い本は「正三位経家」としている。この歌の場合も、『続古今集』の

或る種の本が「知家」とするのが誤りで、『治承三十六人歌合』は誤りではないのである。因みに、知家は、例の『運性陳状』の著者運性になろうが、嘉禎四年(三二)に五十七歳で出家している事実から逆算すると、『治承三十六人歌合』の成立年とされる治承三年(七九)にはまだ生まれてはいない人物ということになる。

九番 左

仲綱

藏人おりて、月を見て

三 詠むればぬる、袂にやどりけり月よ雲の物がたりせよ

は、『玄玉集』卷三にも、「藏人おりてのちの秋、月をみてよめる 源仲綱」(類從)として載る。ところが、谷山

氏が古典文庫の翻刻に、

平家物語では帥の佐の詠の如くに作りなしている

と注されたように、『平家物語』卷十一「内侍所都入」では、この歌が、時忠室で安徳帝の乳母の大納言帥典侍の歌となっている。が、『平家物語』は、史実を素材にするとはいえ、仮構を含む物語であり、「詠むれば」の歌の詠者考証といったような正確さを要する考証の為の証拠価値は低い。畠倉徳次郎氏が、この歌は秋の歌であるのに「内侍所都入」の場面は「ちようど四月の中旬というのであるから、ここに見える歌は、どれも季節感からいえば乱暴な歌なのである」と言われた点一つを取りあげるだけでも、『平家物語』作者が、仲綱の歌を借用して、それも誤用して、仮構したと見てよい。この歌も、『治承三十六人歌合』の示す詠者に誤りはないと言えよう。残る二首は、「読人知らず」として他の文献に収められている歌である。

十一番 左

経正朝臣

刈萱

五 いかかなればうは葉を分る秋風に下おれぬらん野べのかるかや

十四番 左

忠度朝臣

故郷花

一 さ、波や志賀の都は荒にしを昔ながらの山ざくら哉

經正の五番は、『千載集』二四五番に、「題しらず 読人しらず」として、第二句「上葉を渡る」第四句「下折れすらん」の形で載る。この歌は他文献に見えず、『千載集』研究の方では、本稿で試みている手続きの正反對、つまり、『治承三十六人歌合』の記載を証拠として、この「読人しらず」歌を經正詠と認定しているのである。『治承三十六人歌合』に詠者の誤りが無いということが証明されれば、この歌を經正詠と認定する価値高い証拠になる訳で、『千載集』研究としてはそれでよい。が、『治承三十六人歌合』の詠者の正確度そのものを吟味している本節では、『千載集』がこの歌を「読人しらず」とする事実は、『治承三十六人歌合』のこの歌の詠者考定には証拠能力が無い、という扱いをすることになる。さきの表で空白になっている所は、証拠が無いことを示すわけだが、この歌における『千載集』の「読人しらず」という記載の扱いは、表の空白以上に、証拠になる能力が無いと扱うのである。従って、この歌は、未確認歌なのである。次の忠度歌との関連で、この点を強調しておく。

忠度の「さ、波や」の歌は、『平家物語』巻七「忠度都落」で知られるものだが、『平家物語』は、前述のごとく、証拠価値が低い。しかも、俊成撰の『千載集』六六番に「故郷花といへる心を読める 読人しらず」とあり、同じ俊成著の『古来風体抄』の秀歌例にも「故郷花といふ心を読める 読人しらず」とある。「読人しらず」というのは、前述のとおり、証拠能力が無い。しかし、この歌には、忠度詠とする為の価値の高い証拠が別にある。『平忠度集』一五番に「為業歌合に、故郷花を」として載り、『月詣集』卷三月にも「古京花といふことをよめる平忠度朝臣」として載る、という事実がそれである。前者は、いわゆる寿永百首で、後者つまり『月詣集』撰進の為に提出された自撰家集であり、後者は、加茂重保が加茂別雷社へ奉納した私撰集で、共に、詠者考定の為の証拠価値は高い。『千載集』や『古来風体抄』には「読人しらず」とあるにせよ、『治承三十六人歌合』がこの歌を忠度十首に収めるのは、誤りではないことになる。

以上の本節の検討に依り、『治承三十六人歌合』には詠者の誤りは無い、ということが証明できた。調査が未

完了で、未確認の歌もある。私家集が伝わらないなどの資料条件に依り、確認が取れない歌も多い。従つて、七割九分に限つては、ということにはなるが。また、外部徴証の中には『治承三十六人歌合』の示す詠者とは詠者が異なる例もあった。が、それらは、そちらの方に虚構があったり、本文変化があったり、読人不知であったり、その殆んど全てが、『治承三十六人歌合』の示す詠者を是としてよいことが確認できた。

『治承三十六人歌合』には詠者の誤りが無い、という事実は、問題の歌は経盛詠である、ということを証明する有力な証拠である。尤も、状況証拠であるが。これに依つて、これまで本稿で問題にしてきた「何故か」の歌は、外部徴証からは、西行詠ではなく、『治承三十六人歌合』が示すように、経盛詠としてよさそうである。

へ六

前節において、外部徴証に依つて、『治承三十六人歌合』の経盛歌八首目は、西行詠ではなく確かに経盛詠であると論証した。尤も、さように証明する直接証拠があった訳ではなく、専ら状況証拠に依る論証ではあったが。ところで、或る作品の作者を考証するには、外部徴証だけでは不十分で、内部徴証がそれに応じる必要がある。そこで、本節において、問題の歌の用語・語法・素材・主題等の点をとりあげ、経盛がかような詠み方をする可能性があるか否かを、経盛の他歌との比較に依つて吟味し、以つて内部徴証からの論証とする。

『治承三十六人歌合』の問題の歌を、稿者なりに本文校訂を施して、いま一度示すと、

恋

何せんに今日まで物を思はまし命に替へて逢ふ世なりせば

となる。本稿の冒頭に、異文提示の意味もあって引いたように、『山家集』等には「何故か」「何故に」という異文がある。また、『万代集』『続古今集』の伝本中には、「逢ふ世」を、「掛詞と関わつて、「逢ふ瀬」とする本もあ

る。これは、また、「逢ふ夜」の掛詞とも解されたい。「よ」と仮名表記の本が多いのが、その証左である。勿論、「世」は、男と女の中、という意味も籠められていよう。

以上の事柄を認識した上で、この歌の意味するところを、粗々解釈して示してみると、

どうして、今日まで、あなたのことを思つて悲しい恋の物思いなどしようか、もし、この世が、そして二人の仲が、命に替えることで逢ふことの出来る世であり仲であるならば、命と引き替えにあなたと逢おうと此の世を去つたら、実際には出会えなくなる。だから、死ぬ訳にも行かず、こうやって、今日まで、毎夜、あなたのことを思い続けてきたのです。

ぐらゐのところであろう。「何故か」「何故に」の異文は、こう解釈すると、納得がいく。「何せんに」では、解釈がしっくりこないのである。

それはともかく、かような趣きの歌を経盛が詠むか否か、経盛の他歌との比較で探してみる。経盛の歌は、『経盛卿家集』の現在その所在が知られている神作光一氏蔵本(私家集大)・谷山茂氏蔵本(古典文庫)・津山市立郷土館蔵道家大門書写本の三本の調査を基に、他人詠を除く一〇八首を中心に、この集には載らないが経盛詠が間違いない十五首をも対象とする。

まず、経盛の歌には、「何せんに」も、また、「何故か」「何故に」も、他に例が無い。多少意味合いが異なるが、『経盛卿家集』の、

九月尽をよめる

六五 すぎて行秋をもなにかうらむべきしたふ心にとまりやはする

の「何か」がある程度である。「何」は、仁安二年八月『大皇太后宮亮経盛歌合』の、

草花 二番左 大宮亮平経盛朝臣

花すすぎ誰ともわかずまねくにも心をとむる我やなになり(平安朝歌)
(合大成)

が有る。とにかく、経盛の歌には「何せんに」「何故か」の例が無いという事実注目しておく。

「今日」という語は、『経盛卿家集』に、

立春

一 けふよりやあしまの水うちとけてなにはのかたもはるめきぬらん

二条院御時、朝暁悔恋といふことを人々によませさせ給によめる

八五 あけぬとてかへらざりせばけふさえに人やりならぬなげさせましや

の二例がある。立春を「今日」と強調するのはよくあることだが、それにしても、「今日より」「今日さへ」と、「今日」を起点あるいは限定で把える歌が経盛には有るのである。

八五番は、「かへらざりせば……なげさせましや」という反実仮想の点でも、問題の歌の「思はまし……逢ふ世なりせば」と重なり合う。

これ程整った反実仮想はこれ一首のみだが、

暁路霞といへるころをよめる

六 夜をこめてたつかすみだになかりせばひとりやこえむさやの中やま（「月詣集」
卷三にも載る）

恋のころを

七六 いまははやこひしましを中く、にたのしみさへぞつらくなりぬる

という例もある。経盛が歌に反実仮想を持ち込むことがあるのは、事実なのである。

七六番は、問題の歌と同じ恋歌だが、「恋死なましを」と歌う点でも、問題の歌の「命に替へて逢ふ」と通い合おうと言つてよい。これと発想を同じくする歌が、もう一首ある。

重家卿家歌合に

八一 あふことのこのよならねばいとどしくしなむいのちもをしからぬ哉

という、仁安元年『中宮亮重家歌合』恋六番左の歌である。この歌の主題は、問題の歌と正反対だが、根底に

「命に替へて」恋をするという考え方があるからこそ出来た阿歌なのである。

問題の歌の「物を思はまし」という、恋の物思いというの、経盛に例がある。『治承三十六人歌合』で問題の歌の直前に置かれた歌で、『玉葉集』恋三(一五五)にも入集している、

季経朝臣歌合に

八〇 うき人のこゝろをのみやうらむべきわれとて物(を)思ひしるかは (「を」は「治承」)
 『玉葉集』に依る)

がそれで、「物を思ひ知る」と、少々趣きを異にするとは言え、経盛は、恋の物思いという題材の歌を他にも詠んでいることは、注意されてよい。

ところで、詩人における表現の一回性という言葉聞いたことがある。詩人は一つの表現・一つの発想を心を砕いて表出する訳で、表現や発想はその詩人にとっては一回限りのもの、という程の意味である。そういう見方をすると、問題の歌と同一の用語・表現・発想の歌を経盛歌の中に探るといふこと、また、それを以って、問題の歌の詠者考定の為の内部徴証とすることは、無意味になってくる。

が、鴨長明が、『無名抄』の「近代歌体事」で、

今の人、歌のさまの世々によみ古されける事を知りて、更に古風に帰りて幽玄の体を学ぶ事の出来る也。

(『日本古典文学大系』「歌論」
 『集・能楽論集』に依る)

と言ひ、藤原定家が、『近代秀歌』に於いて、

ことばはふるきをしたひ、心はあたらしきを求め、をよばぬたかきすがたをねがひて、寛平以往の歌にならばゞ、をのづからよろしきこともなどか待らざらん。(前同)

と言つたように、経盛の時代の歌人は、「歌の様」「詞」は、「詠み古され」ものから「更に古風」なもの・「古き」ものに求めている。つまり、「詞」即ち表現は、必ずしも新しいものを追求した訳でなく、「心」即ち意味・感情の面での「新しき」ところを庶幾したのである。そうして、詞と心の総合から生れる「姿」即ち情趣に「及

ばぬ高き」ものを表出しようとしたのである。詩人の表現の一回性とは、その姿の方面の事柄と言ってよい。ま見たよな、用語・語法・素材・技巧・主題等は、似たものが、同じものが、時代を通じ、また、一人の歌人が、繰り返し歌ったものなのである。こう見ると、経盛の歌に、問題の歌と同一・類似の用語・語法・素材・主題の歌が多いという事実は、問題の歌を経盛が詠んだ可能性が高いということを証明する、内部徴証の一つとしてさしつかえないことになる。『無名抄』や『近代秀歌』の一節は、この内部徴証を用いる為の、また、本稿がこれを内部徴証とすることの、支えなのである。

尤も、以上は、いささか消極的な状況証拠でしかない。経盛が詠んだ歌の「姿」と問題の歌との関わりという、積極的な証拠を提示すべきところである。が、それは稿者にはまだ荷の重い仕事で、今、言及する準備が無い。ここでは、詞と心、即ち表現と主題とに限って、問題の歌と経盛歌を比較し、「何故か」の歌は経盛詠であっても不思議ではない、経盛が詠む可能性はある、と論じてみたのである。

ところで、かような論法を採ると、それなら西行についても同様のことが言えはしまいか、という疑問が出る。そうして、結論を先に言うのと、確かに、問題の歌と同一・類似の表現や主題の歌が、『山家集』に限ってみても、幾つも指摘できる。以下、その事実を示しつつ、本稿の、そして本節の以上の論証の限界を明らかにしておく。以下の本節の『山家集』の引用は、これまでと同じ陽明文庫蔵本に校訂を施した日本古典文学大系⁴⁹に依る。

経盛歌には「何せんに」の例は他に無かったが、西行にはある。『山家集』のみに載る、

恋(但、六五)
(三番詞書)

六六六 何せんにつれなかりしを恨けん逢はずばかゝる思ひせましや

がそれである。「逢ふ」「物を思はまし」の語、反実仮想の語法、と問題の歌と同じ趣向である。尤も、この歌の場合は、問題の歌と正反対に、恋人と逢った上での歎きである。初句の異文の「何故か」「何故に」の例は、前述のとおり、西行の他の歌の中には見出すことができない。

「今日まで」も、『山家集』に例がある。

同じ日、のりつなが許へ遣はしける

八一三 亡き跡も今日まではなほ残りけるを明日や別をそへて忍はん

である。詞書の「同じ日」は「侍従大納言入道儂くなりて、宵暁につとめする僧おのく帰りける日」(八〇九)をさし、藤原成通の没した日から「僧おのく帰りける日」の「今日まで」と扱えた訳である。問題の歌に比して、その限定する期間を示す事の方が眼目であるという差異はあるにせよ、西行はかように「今日まで」と詠むのである。

「物を思ふ」の例は、かなり多い。季の歌、月を見ての物思いの歌、などにもあるが、ここでは、問題の歌との関連で、恋歌を例示する。

再絶恋

五九三 唐衣たち離れにしまゝならば重ねて物は思はざらまし

○別本五六一、「上人集」追加六五〇、「統後撰」八四四にも載る。

恋(但、六五)
(三番詞書)

六六三 ものおもへば袖に流るゝ涙川いかなる水脈に逢ふ瀬なりなん

○別本五八四、「上人集」三三九、「心中集」八三、「新千載」一一九九にも載る。

恋百十首

一三三三 幾程も存らふまじき世の中に物を思はで経るよしもがな

○「上人集」三四四、「玉葉集」一四九三にも載る。

恋歌の「物を思ふ」は当然の表現ではあるが、中で、一三三三番は、問題の「何故か」の歌と重なるところがかなり大きいと言えよう。

仮実仮想も、西行の歌に多い。問題の歌の「物を思はまし……逢ふ世なりせば」と同じ型の例のみに限って、

二三例を示してみると、

郭公歌五首よみけるに

一八八 郭公聞かぬものゆゑ迷はまし春をたづねぬ山路なりせば

○別本二四四、「上人集」一三六、「心中集」二四六にも載る。

さる事ありて、人のもの申遣はしたりける返事に、五日

二〇四 折にあひて人にわが身やひかれまし筑摩の沼の菖蒲なりせば

月(但、三〇)
六番詞書

三二〇 いかばかり嬉しからまし秋の夜の月すむ空に雲なかりせば

といった具合である。例示したのは季の歌ばかりだが、勿論、これに限ったことではない。

周知の「命なりけり小夜中山」(「新古今」(九八七番))を始め、西行が「命」を歌に詠むことが多い事實は、よく知られている。問題の歌のように、「命」と恋を題材にした歌も、他に多い。

恋百十首(但、二二)
四一番以降

一二六九 逢ふまでの命もがなと思ひしは悔しかりける我心かな

一二八二 わりなしな袖になげきの満つまゝに命をのみも厭ふ心は

一二八八 存らへて人の誠を見るべきに恋に命の絶えん物かは

一二九〇 川の瀬によに消え易きうたかたの命をなぞや君がたのむる

一二九二 おのづからあり経ばとこそ思ひつれ憑なくなる我命かな

等がそれである。勿論、「命」は、「恋百十首」に限っての題材ではなく、他にも多く見られることである。

以上のように、問題の「何故か」の歌と同一語句や類似語句を含む歌、同趣向の歌は、西行にも多い。例示したのは、ごく一部である。こうなると、問題の歌を西行が詠む可能性も、無きにしても非ずということになる。

要するに、歌の用語・語法・素材・技巧・主題といった点を内部徴証として、問題の歌の詠者を考証しようとする、決定的な決め手は得られないのである。勿論、経盛歌の最も経盛歌らしき、西行歌の最も西行歌らしきといった、「姿」の面をとらえ、問題の歌と比較することで、いまし明確な方向が出せるかも知れないが、前述のごとく、それは稿者には荷が勝ち過ぎる問題である。ここでは、以上の検討にとどめたい。

つまり、問題の歌を経盛も西行も詠み得る、ということである。ただ、これを裏返すと、経盛が問題の歌を詠むはずはない、という証明は出来ないという訳である。極めて消極的ではあるが、本稿の課題に関わる大事な証明ができたことも確かである。また、この歌が西行詠とされたり経盛詠とされたりするのは、ひよっとすると、かような本節で明らかにしたような面が一因かも知れない。とすると、無意味な吟味でもないことになる。

煩雑にわたる本稿は、これまでで、論証課題の半分を述べたに過ぎない。ここで一区切りつけて整理し、「下」とする後半につなげたい。

『山家集』に載る「何故か」の歌は、『治承三十六人歌合』には平経盛詠とある。この歌合の内部徴証から、西行の代作とは考えなくてもよい。また、この歌合は詠者を誤ることが無く、この歌のみを例外とする必要はない。従って、この歌は、平経盛詠と見てよい。歌の表現と主題等の面で、問題の歌を経盛の他歌と比べても、積極的にこれは経盛詠に非ずという証拠は見出せない。尤も、西行の場合でも同じだが。

以上が、これまでのあらましである。後半「下」においては、この歌を最初に西行詠と誤ったのは、現存資料では、『山家集』で、これが、順に、『別本山家集』、『万代集』、『続古今集』、『西行上人集』の「追加」と、誤ったまま伝えられて行った、等の、この一首を載せる西行家集等の流れについて論証する。

注

- (1) 『私家集大成』所収李花亭文庫蔵本・『新典社善本叢書』天文本、「在九州国文資料影印叢書」細川本・東大国文研究室蔵本(但写真)・延宝二年版本を調査。

- (2) 妙法院本(永井義憲氏翻刻「大妻女子大学文学部紀要」三・昭和四六年三月)、宮内庁書陵部蔵御所本(昭和六年刊複製)、宮本本(複製日本古典文学館)を調査。
- (3) 「私家集大成」に「日本古典文学大系」に翻刻・校訂された陽明文庫蔵本を中心に、国文学研究資料館収蔵の諸本の写真複製・松平文庫蔵本・架蔵六家集版本を調査。
- (4) 国文学研究資料館収蔵の諸本の写真複製に依る。
- (5) 「西行の人と歌」(「日本絵巻物全集」第十一卷・昭和三三年十一月刊)・所収
- (6) 国文学研究資料館収蔵の写真複製に依り、古典文庫の翻刻を参照して引く。
- (7) 国文学研究資料館収蔵の写真複製に依り調査。
- (8) 神宮文庫の御好意で配布をうけた写真に依り調査。古典文庫の校合を参照して引く。
- (9) 松平文庫本を収蔵する島原公民館の御許可で撮影した写真に依り調査。
- (10) 樋口芳麻呂氏と共編。昭和三四年三月刊。
- (11) 「国文学言語と文芸」昭和三四年三月号。
- (12) 白田昭吾氏編「西行法師全歌集総索引」(昭和五三年七月刊)
- (13) 注(10)の書(古典文庫)「未刊中世歌合集上」の「解題」(「治承三十六入歌合」)
- (14) 「治承三十六入歌合について」(「中世文学」資料と論考、昭和五三年十一月刊)・所収
- (15) 三手文庫本、山口図書館本とも。題箋の文字は、仮に書かれたと思しく、原題ではない。神宮文庫蔵本は、「開放集」巻三との合縁で、内題である。松平文庫蔵本は、文庫に同装幀の文献が数多く、外題は原題ではないかも知れない。
- (16) 覚一本でいうと巻十一「能登殿最後」。但、「吾妻鏡」文治元年三月二四日条の壇浦合戦の記事には「前参議経盛、出戰場、至陸地出家、立還又沈波底」とあり、「醍醐寺雜事記」には経盛は以後行方知れずとある。
- (17) 「三百六十番歌合差し替え考」(「和歌文学研究」三三三号・昭和五〇年九月)
- (18) 久松潜一氏編校「歌論集一」(中世の文学・昭和四六年二月刊)所収。有吉保氏の解題・校注担当、に依り調査。
- (19) 「私家集大成」所収「林下集」に依る。底本は、慶応大学図書館蔵本。
- (20) 「私家集大成」所収「季経入道集」に依る。底本は、宮内庁書陵部蔵本。
- (21) 「平安朝歌合大成」所収に依る。底本は、神宮文庫蔵本。
- (22) 以下、考証の述語は、小西甚一氏「事実考証論」(「国文学言語と文芸」昭和四四年十一月号)に従う。
- (23) 森本元子氏「私家集の研究」(昭和四一年十一月刊)・松野陽一氏「寿永百首について」(「和歌文学研究」三二一号・昭和四九年六月)に依る。
- (24) 国書刊行会本「丹鶴養書」所収に依る。

- (25) 「私家集大成」所収「粟田口別当入道集」に依る。底本は、宮内庁書陵部蔵本。
- (26) 桂宮本叢書「私家集四」の「粟田口別当入道集」の「解題」(昭和二十八年三月)。
- (27) 井上宗雄氏「常磐三寂年譜考」(平安後期歌人伝の研究)昭和五三年十月刊・改訂所収)も、「治承三十六人歌合の外紀」待ちえたる」の歌に「大原に住みける時、はらからのまうで来むとたのめてよよ過ぎけるに、たま／＼きても作者を寂然とするが、誤りだらう」とされる。
- (28) 国文学研究資料館収蔵の諸本の写真複製に依る。
- (29) 国文学研究資料館収蔵の諸本の写真複製に依る。
- (30) 寛一本等に依る。
- (31) 「平家物語全注釈」下、「内侍所都入」の章の「解説」。
- (32) 「千載集」の本文および異文の吟味は、久保田淳・松野陽一両氏校注「千載和歌集」(昭和四四年九月刊)に依る。
- (33) 日本古典文学全集「歌論集」所収、有吉保氏校注、に依る。
- (34) 「私家集大成」所収「忠度百首」に依る。底本は、宮内庁書陵部蔵本。
- (35) 続群書類従・卷第三六八所収に依る。
- (36) この歌については、拙稿「忠度百首」小考(「国語国文」昭和五四年五月)参照。
- (37) 明治十八年の写。赤羽学氏が「津山市立郷土館蔵道家大門文庫「平経盛卿詠」紹介」(「国文学春秋」四・昭和四九年六月)で紹介された本。館の御好意で、整理未完了のところを、調査させて頂いた。
- (38) 「経盛卿家集」所収歌以外で、経盛詠と認めてよい歌は、本稿で問題の歌の外には、次の十五首がある。
永万二年「重家歌合」郭公六左、仁安二年「経盛家歌合」草花二左、同前「月」二左、同前「紅葉」二左、同前「恋」六右、承安二年「広田社歌合」社頭雪一〇右、同前「述懐」一〇右、「月詣集」卷七、「小侍従集」一三六(「玉葉集」一三〇)、治承三十六人歌合三、同前五(「続後撰集」四二四)、同前六(「千載集」六六七)、同前九、同前一〇、「風雅集」二〇三七。
- (39) 風巻景次郎氏校注。但、「凡例」に依ると、執筆中の氏の逝去に伴い、諸氏の分担と統一とがあつた由である。

〔付言〕 本稿は、稿者担当の昭和五十四年度講義「日本文学講読Ⅴ」の成果の一部である。また、本稿の骨子は、筑波大学日本文学会例会(昭和五十五年五月三十一日)に於いて、口頭で報告した。演習に参加した学生諸君、例会の参会者諸氏より、多くの示唆を得た。ここに記して、謝意を表する次第である。